

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件  
原 告 藤永知子 外31名  
被 告 埼玉県知事 外4名

## 証拠説明書

平成21年12月9日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男



号証	標目	作成年月	作成者
乙第122-1号	証人調書 元国土交通省関東地方整備局河川部長 河崎・和明  (水戸地裁平成16年(行ウ)第20号事件)	写し  H20.07.15 期日	水戸地方裁判所
立証趣旨 (利根川の治水関係の証人調書) 1 建設省は、昭和22年9月のカスリーン台風のときに八斗島地点で実際に流れた流量は、3地点の実測データを基に、1万7000m³/秒と推定し、その後昭和23年から24年当時治水調査会で議論され、1万7000m³/秒は合理的な推定であるという結論に達し、昭和24年2月の改修改訂計画の計画高水流量としたこと(3~6頁)。 2 昭和22、23年頃、関東地方整備局は八斗島地点の流量を1万5000m³/秒と推定したことがあるが、係数に誤りがあり、1万7000m³/秒としたこと(8~9頁)。 3 昭和41年当時の雑誌で、富永正義は、昭和22年9月のカスリーン台風時の八斗島地点の流量を1万5000m³/秒が妥当と述べたが、少数意見であり、最終的にいろいろな技術者、研究者の議論により1万7000m³/秒がオーソライズされた数字となったこと(10頁、55頁)。 4 昭和55年の「利根川水系工事実施基本計画」における基本高水ピーク流量を決定するまでに、様々な解析、検討がなされているが、その検討過程で示されたと思われる一管理事務所の試算値(2万6900m³/秒)については、承知していないこと(12頁、13頁)。			

号 証	立 証 趣 旨
乙 第 122-1 号の続き	<p>5 昭和55年の「利根川水系工事実施基本計画」では、貯留関数法等により八斗島地点の基本高水のピーク流量を2万2000m<sup>3</sup>/秒としたこと(14頁)。</p> <p>6 八斗島地点の基本高水のピーク流量を2万2000m<sup>3</sup>/秒と1万7000m<sup>3</sup>/秒との差は、昭和50年頃と昭和22年当時の八斗島上流の河道の改修状況や地勢の状況の違いにより生じていること(15頁、42頁)。</p> <p>7 カスリーン台風のときに大規模な氾濫があり、大きな洪水被害が生じていること(16~19頁、39頁、40頁)。</p> <p>8 現在の河川整備状況を前提にしても、カスリーン台風と同じような雨が降れば上流部で氾濫すること(19~22頁)。</p> <p>9 カスリーン台風と同じような雨が降った場合、上流部で氾濫し、八斗島地点でのピーク流量が1万6750m<sup>3</sup>/秒となること(23~26頁)。</p> <p>10 貯留関数法、ハイドログラフについての説明(26~30頁)。</p> <p>11 総合確率法による100年に1回の流量3900m<sup>3</sup>/秒(3日雨量354mm)のうち、八ッ場ダムは2400m<sup>3</sup>/秒をカットするが、平成13年9月、平成19年9月には、計画雨量に近い降雨があっても、それはいわゆるダラダラ雨だったため、計画雨量ほどの流出がなかったこと(33~36頁)。</p> <p>12 31の降雨パターンをもとに200年に1回の確率流量を計算すると、八ッ場ダムで600m<sup>3</sup>/秒、既設6ダムと合わせると1600m<sup>3</sup>/秒の効果があること(36頁)。</p> <p>13 治水は、河道改修と上流ダムの洪水調節施設により、流域全体としての治水安全度を上げていくものであること(37頁)。</p> <p>14 事業評価監視委員会の八ッ場ダムの費用対効果は2.9の評価であること(38頁)。</p> <p>15 基本高水ピーク流量の基本概念について、的はずれな質問がなされていること(41~45頁)。</p> <p>16 基本高水のピーク流量2万2000m<sup>3</sup>/秒は、計画上の流量であること(44頁)。</p> <p>17 ハイドログラフの係数は、昭和33年、34年のみならず、昭和56年、平成10年にも検証され、社会資本整備審議会でも承認されていること(46、47頁)。</p> <p>18 八ッ場ダムの集水面積は700平方キロメートルであること(48頁)。</p> <p>19 雨の降り方は、時間的な変動、地域的な降り方も異なるため、下流都県に被害がないよう、利根川の洪水防御には万全の備えが必要であること(48頁)。</p> <p>20 国は、ダムをバランスよく配置して、全体として治水安全度を上げようとしており、八ッ場ダムは吾妻川上流の降雨に対して効果があること(49頁)。</p>

号 証	立 証 趣 旨
乙 第 122-1 号の続き	<p>2 1 浸水想定区域は、今の河川改修とダム等を前提として、八斗島基準点において、1万6750m<sup>3</sup>/秒の流量が押し寄せた、下流であふれた場合、浸水が想定される区域は1800km<sup>2</sup>で、そこには人口377万人、約137万戸があり、被害額は約34兆円に上ると想定されていること（51頁）。</p> <p>2 2 利根川は、日本最大の流域面積をもち、そこに1200万人が住み、氾濫したら34兆円もの被害がされることから、国としては一番治水安全度を上げていかなければならない川であること（56頁）。</p> <p>2 3 治水は、上流、下流でいろいろな備えをして、全体的な整備で治水安全度を上げていかないと成立しないこと（56頁）。</p> <p>2 4 八ッ場ダムが欠けると、利根川の治水が成立せず、国民に対して安心安全な生活を享受させられないという大変な問題が生じること（56頁）。</p> <p>2 5 堤防の整備（引堤、嵩上げ等）だけでは治水の限界があること（57頁）。</p> <p>2 6 利根川の治水は、上流はダム、中下流部では調節池、堤防の整備等という役割分担をしながら、全体として200年に1回の洪水に対応できるようになっていること（58頁）。</p> <p>2 7 地球温暖化が進むことにより、降雨量の年変動が非常に激しくなり、洪水に対する安全度が半減するとされていること。これにより、利根川における200年に1回の洪水対応のための計画も100年に1回の洪水対応しかできない状況になってしまふこと（59頁）。</p> <p>2 8 その他利根川の治水上八ッ場ダムの建設が必要である事実。</p>

号 証	標 目	作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙第 122-2 号	証人河崎和明氏の経歴調査報告書	写し H20.06.30	弁護士 坂本博之	乙第 122-1 号証の証人調書において示された書証(水戸地裁甲B 69号証)
乙第 122-3 号	八ッ場ダム建設事業について(回答)	写し H18.09.28	国土交通省関東地方整備局長	乙第 122-1 号証の証人調書において示された書証(水戸地裁乙 157号証の 1)
乙第 122-4 号	原告らの第 2 準備書面副本	写し H18.02.03	水戸地裁原告ら訴訟代理人	乙第 122-1 号証の証人調書において示された書証(水戸地裁原告らの第 2 準備書面)
乙第 122-5 号	河川(昭和 41 年 7 月号)	写し S41.07.23	(社) 日本河川協会	乙第 122-1 号証の証人調書において示された書証(水戸地裁甲B 21号証)
乙第 122-6 号	利根川百年史	写し S62.11.24	建設省関東地方整備局	乙第 122-1 号証の証人調書において示された書証(水戸地裁甲B 7号証)
乙第 122-7 号	報告書	写し H20.07.07	新潟大学名誉教授 大熊 孝	乙第 122-1 号証の証人調書において示された書証(水戸地裁甲B 58号証)
乙第 122-8 号	利根川支川「烏川・神流川・鏑川・碓氷川」(直轄区間)の築堤年の調査結果	写し H20.06.15	嶋津 輝之	乙第 122-1 号証の証人調書において示された書証(水戸地裁甲B 63号証)
乙第 122-9 号	利根川百年史	写し S62.11.24	建設省関東地方整備局	乙第 122-1 号証の証人調書において示された書証(水戸地裁甲B 64号証)
乙 第 122-10 号	記者発表資料「利根川水系利根川浸水想定区域図」「利根川水系江戸川浸水想定区域図」の公表について	写し H17.03.28	国土交通省関東地方整備局	乙第 122-1 号証の証人調書において示された書証(水戸地裁甲B 38号証)

号 証	標 目		作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙 第 122-11 号	行政文書開示決定 通知書	写し	H18.01.10	国土交通省関東 地方整備局長	乙第 122-1 号証の証人調書 において示された書証 (水戸地裁甲 B 39 号証)
乙 第 122-12 号	調査嘱託書につい て(回答)	写し	H20.01.10	国土交通省関東 地方整備局河川 計画課長	乙第 122-1 号証の証人調書 において示された書証 (水戸地裁甲 B 57 号証の 4)
乙 第 122-13 号	八ッ場ダム建設事 業について(回答) 参考文献	写し	H18.09.28	国土交通省関東 地方整備局長	乙第 122-1 号証の証人調書 において示された書証 (水戸地裁乙 157 号証の 2)
乙 第 122-14 号	新聞記事	写し	H20.06.11	朝日新聞	乙第 122-1 号証の証人調書 において示された書証 (水戸地裁甲 B 59 号証)
乙 第 122-15 号	新聞記事	写し	H20.06.11	朝日新聞	乙第 122-1 号証の証人調書 において示された書証 (水戸地裁甲 B 60 号証)
乙 第 122-16 号	カスリン台風の研 究 利根川水系に於け る災害の実相	写し	H20.06.11	朝日新聞	乙第 122-1 号証の証人調書 において示された書証 (水戸地裁乙 208 号証)
乙 第 122-17 号	利根川百年史	写し	S62.11.24	建設省関東地方 整備局	乙第 122-1 号証の証人調書 において示された書証 (水戸地裁乙 209 号証)
乙 第 122-18 号	時刻流量旬表(利 根川水系 上福島 観測所地点)	写し	H10.09 中旬	建設省	乙第 122-1 号証の証人調書 において示された書証 (水戸地裁甲 B 19 号証)
乙 第 122-19 号	下久保ダム管理日 報	写し	H10.09.16	水資源公団	乙第 122-1 号証の証人調書 において示された書証 (水戸地裁甲 B 20 号証)

号 証	標 目	作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙 第 123 号	八ッ場ダムの建設 に関する基本計画	写し	H20.09.12	国土交通省